

## 入所申込者評価基準における評価上の留意事項

入所申込者評価基準における、本人の状況評価を行う場合の留意事項について以下のとおり定める。

### 1. 「認知症による不適當行動」

昼夜逆転、徘徊、暴言・暴行、放尿など認定調査における問題行動に関連する項目が、3つ以上ある場合で、「非常に多い」は毎日ある場合、「やや多い」は週に1～2回以上ある場合、「少しあり」は月に1～2回程度ある場合を目安とする。

### 2. 「③介護者の傷害や疾病」

- ・「介護困難」は、介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などADL全般の援助が困難な場合
- ・「多少介護」は、介護者が障害や疾病のため2つ程度のADL援助ならばできる場合
- ・「介護可能」は、障害や疾病はあるが介護可能な状態である場合を目安とする

### 3. 「⑦他の同居介護補助者」

- ・「随時あり」は、週1～3日程度
  - ・「常時あり」は、週4日程度以上ある場合を目安とする
- ※1日当たりの目安は2時間以上又は頻回以上とする

### 4. 「⑧別居血縁者介護協力」

- ・「随時あり」は、週1～3日程度
- ・「常時あり」は、週4日程度以上ある場合を目安とする

### 5. 「⑨近隣者等の介護協力」

- ・「随時あり」は、週1～3日程度
- ・「常時あり」は、週4日程度以上ある場合を目安とする

6. 介護支援専門員が関わっていない（居宅サービスを利用していない）場合は、他の適当な者の意見に代えることができる